

	非鉄金属鑄物	銅・銅合金鑄物	従事者百名以上のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者十名以上百名未満のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
		アルミニウム鑄物	従事者百名以上のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者二十名以上百名未満のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
		ダイカスト	従事者百名以上のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
			従事者三十名以上百名未満のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維	従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	化学繊維月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
	紡績糸	綿糸（コンデンサー糸を含む。） 羊毛糸 紡毛糸 絹紡糸（さく紡糸・ちゅう糸を含む。） 麻糸 再生・半合成繊維糸 アクリル糸 ポリエステル糸 その他の合成繊維糸	従事者二十名以上のもの又は精紡機八百錘以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	紡績糸月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日	
	織物（細幅織物を除く。）	織物 綿織物 毛織物 絹紡織物 ビスコーススフ織物 人絹・アセテート織物 合成繊維織物	従事者十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	織物生産月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日		
	タフテッドカーペット（不織布カーペットを除く。） プレスフェルト（ニードルフェルトを除く。） 不織布	タフテッドカーペット（不織布カーペットを除く。） プレスフェルト（ニードルフェルトを除く。） 不織布		従事者二十名以上のもの		タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	染色整理した織物及びニット生地	染色整理した織物及びニット生地		主たる工程を動力による機械設備によって行うものであって従事者二十名以上のもの		染色整理月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	ニット生地並びにニット製品及び織物縫製品	ニット生地 ニット製品 織物製縫製品	外 下着・補整着・寝着類 靴 手袋 外衣	従事者三十名以上のもの		ニット・衣服縫製品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	

			下着・補整着・寝着類								
	製綿・ふとん・網・細幅織物・組ひも・レース	製綿・ふとん		従事者二十名以上のもの							
		漁網・陸上網 合成繊維網		従事者二十名以上のもの		二次製品月報（製綿・ふとん、網・細幅織物・組ひも・レース）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		細幅織物 組ひも レース生地		従事者十名以上のもの							
パルプ・紙及び紙加工品	パルプ	製紙パルプ		全部		パルプ月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	紙	紙（手すきの紙を除く。）	新聞・巻取紙 印刷・情報用紙 包装用紙 衛生用紙 雑種	全部		紙月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
		板紙	段ボール 紙器用板 紙板	全部		板紙月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
		段ボール		従事者五十名以上のもの		段ボール月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	紙加工品	紙おむつ		全部		紙おむつ月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
印刷	印刷	出版印刷 商業印刷 証券印刷 事務用印刷 包装印刷 建築材料印刷 その他の印刷		従事者百名以上のもの		印刷月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
雑貨工業品	雑貨工業品	楽 器	ピアノ 電子ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類（ミニキーボードを除く。） 管 楽 器 ギター・電気ギター	従事者二十名以上のもの		楽 器 月 報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
					経済産業大臣の指定するもの		一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		家 具	金 属 製 家 具 木 製 家 具	従事者五十名以上のもの		家 具 月 報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
		軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの		軽金属板製品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
		文 具	鉛 筆 シャープペンシル ボールペン マーカーペン クレヨン・パス・水彩 絵の具 修正液 修正テープ	従事者二十名以上のもの		文 具 月 報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
		玩 具	機械玩具（可動装置を有するもの。） プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの。）	従事者十名以上のもの		玩 具 月 報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		革 靴		従事者十名以上		革 靴 月 報	二部	翌月	都道府	翌月	

				上のもの			十日	県知事	十五日		
		製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）		従事者十名以上のもの		製革月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしていないものに限る。）		従事者十名以上のもの		ガラス製品・ほうろう鉄器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ほうろう鉄器		従事者二十名以上のもの							
		陶磁器	タイル 衛生用品 電気用品 台所・食卓用品 玩具・置物	従事者十名以上のもの		陶磁器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ファインセラミックス		従事者五名以上のもの		ファインセラミックス月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニア 硝酸 硫酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。） 複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。）	全 部		化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		ソーダ工業製品	か性ソーダ 塩素ガス 液体塩素 塩酸 次亜塩素酸ナトリウム溶液								
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム	従事者十五名以上のもの							
		ふっ化物 りん化合物 カリウム塩 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料	ふっ化水素酸 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アゾ顔料 フタロシアニン系顔料	全 部		無機薬品・火薬類月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日	
		酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫磺 その他の無機薬品	硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム よう素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 化学石灰 火薬及び爆薬								
		火薬類	火薬								
		触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）		全 部		触媒月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日	
		高圧ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 窒素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全 部		高圧ガス月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日	
	有機薬品及び写真感光材料	コールタール製品	コールタール 粗製ベンゼン クレオソート ナフタリン								